

不動産会社とオーナーのための

『社長の税金』

ワンポイントアドバイス ②

落合会計事務所

2・申告の対象となる資産

うち、一時に損金に算入した資産

①事業用建物を所有している場合は、建物以外の建物附属設備などが対象となり、工事見積書などを参考に申告する。

②20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産
③20万円未満のリース資産

②事務所、店舗など賃貸物件に行った内部造作。

資本金1億円以下の会社などは、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に損金算入できるといふ特例がある。

1・償却資産とは
償却資産とは、建物附属設備、機械、装置、器具、備品などの事業用資産で、減価償却の対象となる資産である。毎年1月1日現在でこれらの資産を所有する事業主は、当該市町村に償却資産の申告をしなければならない。

③減価償却済みの資産で、事業に使用している資産。

しかし、この特例は国税(法人税、所得税)に関する制度のため、地方税である償却資産には適用されない。よって、30万円未満で損金算入していても、償却資産の申告は必要となるので、注意して頂きたい(図)

4・未稼働資産や遊休資産のうち、事業に使用可能な状態にある資産。

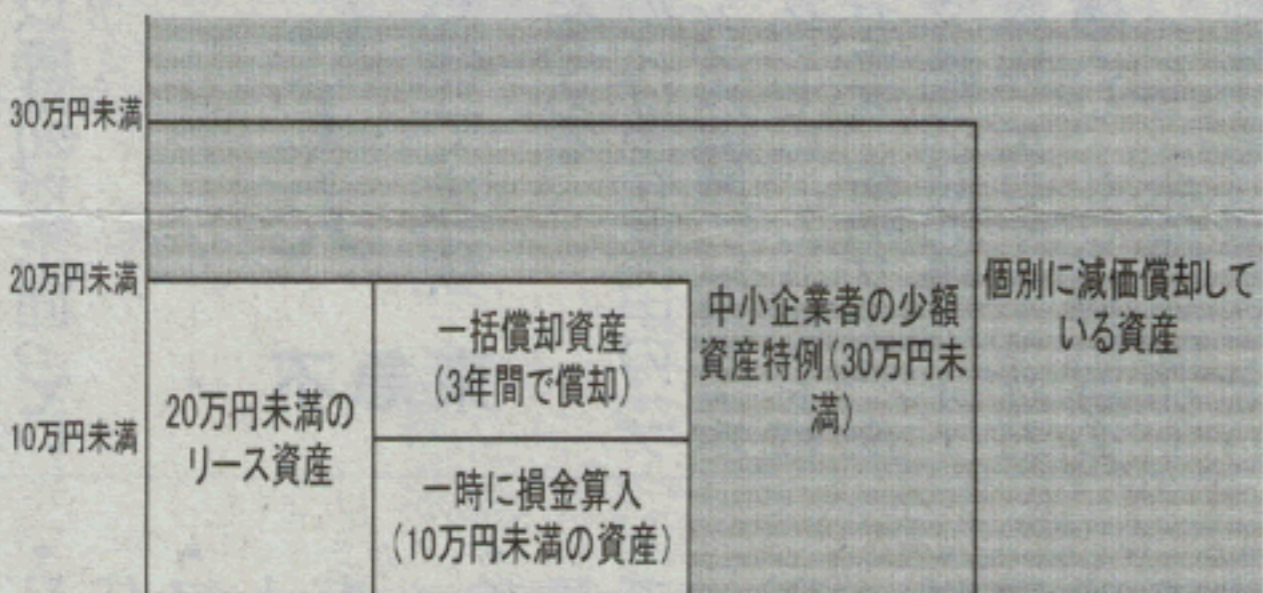
④未稼働資産や遊休資産のうち、事業に使用可能な状態にある資産。

4・申告対象外の資産
①自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの(小型フォークリフトなど)

3・少額資産は申告不要?
地方税法上の少額資産に該当し、申告が不要なものは次の通りである。

①10万円未満の資産の

②無形固定資産(特許権など)
③繰延資産
④骨董品など時の経過により価値が減少しない資産



償却資産の申告が必要な資産

【個人の税金編】 固定資産税② 償却資産の申告の対象は

5・免税点について
評価計算の結果、課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されない。(北岡 慧太)